



2010年4月

OFFICE OF THE CHAIRMAN

ロータリアンの皆さま

「ロータリーの未来はあなたの手の中に」のテーマを思うとき、皆様から国際ロータリーのロータリー財団にお寄せいただく寛大なご寄付ほど、ロータリーの未来に向けての心強いご支援はないと感じます。

長年にわたり、日本のロータリアンの皆さまは、ロータリー財団奨学金を支援するためのご寄付を国際交流基金の特定寄附金制度を通じて行い、税制上の優遇措置を受けてこられました。しかしながら、未来の夢計画導入に伴い、従来の奨学金プログラムは廃止となり、2013-14年度からは新しい補助金制度に移行することになります。そのため、2010年7月1日以降、教育目的の20万円以上のご寄付であっても、税制上の優遇措置の対象にならなくなります旨を、ここにお知らせ申し上げます。

近い将来、ロータリー日本財団が公益財団法人として税制上の優遇措置を皆様にご提供できるようになると期待されていますが、いつになるかは今のところわかっておりません。このため、ロータリー財団へ寄付し、税制上の優遇措置を受けることを計画されている場合には、今年度中にご寄付いただきますようお願いいたします。

尚、2010年6月30日までに税制上の優遇措置扱い専用口座にお振込みが確認できなかった場合、その寄付は優遇措置の対象とはなりませんので、くれぐれもご注意ください。

ロータリー財団は、日本の寄付者の皆様への特典を充実させていけるよう、引き続き全力を注いでおります。どうか皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。ともに、輝かしく、末永いロータリーの未来を築くために、「ロータリーを祝おう」の精神を持ち続けていけることを願っております。

皆さまからのご支援に、重ねて感謝申し上げます。


グレン E. エステス・ジュニア